

## 見直しを行う主な事務手数料

手数料の種類	手数料		担当課
	現行	改正後	
身分に関する証明	200円	300円	市民生活課
住民票の記載事項に関する証明（住民票）	200円	300円	
印鑑に関する証明（印鑑証明書）	200円	300円	
戸籍の附票の写しに関する証明	200円	300円	
土地建物に関する証明	200円	300円	納税課
公租および公課に関する証明（課税証明書など）	200円	300円	
公簿および図面の閲覧	200円	300円	
営業に関する証明	200円	300円	産業振興課
その他事実に関する証明（境界証明・家賃証明書など、その他各種）	200円	300円	各担当課
建築審査関係手数料	各種	各種	建築審査課

## 見直しを行うごみ・廃棄物の処分等手数料

手数料の種類	量	手数料		担当課	
		現行	改正後		
一般廃棄物最終処分場（東部、東予、丹原）処分手数料	0.5 t 以下	200円	200円	衛生課	
	0.5 t 超～1 t 以下	500円	10kg増すごとに100円		
	1 t 超	1 t 増すごとに500円	100円		
一般廃棄物最終処分場（船屋）処分手数料	0.5 t 以下	100円	100円		
	0.5 t 超～1 t 以下	200円	10kg増すごとに100円		
	1 t 超	1 t 増すごとに200円	100円		
処理手数料（道前クリーンセンター）	家庭系一般廃棄物	—	10kgにつき30円		10kgにつき100円
		事業系一般廃棄物	100kg未満		10kgにつき40円
	100kg以上		100kgにつき400円		100kgにつき1,000円
	産業廃棄物	100kg未満	10kgにつき51円		10kgにつき170円
		100kg以上	100kgにつき510円	100kgにつき1,700円	

※見直し後は、10kg未満の端数は10kg、100kg未満の端数は100kgとして切り上げます。

## 使用料の見直しを行う施設 見直し後の料金は市ホームページに掲載

施設の種類の	担当課
<b>体育関係施設</b> 西条市民公園 総合体育館 西条運動公園 西条西部公園 スポーツコミュニティセンター 神戸公園 石井記念公園 ひうち体育館 ひうち球場 ひうち陸上競技場 石鎚クライミングパークSAIJO ビバ・スポルティアSAIJO 東予運動公園 東予体育館 丹原B & G海洋センター 丹原総合公園 丹原体育館 小松中央公園 小松武道館 小松体育館 石根ふれあい公園	スポーツ健康課
<b>社会教育施設</b> 総合文化会館 丹原文化会館 生涯学習の館 東予郷土館 佐伯記念館・郷土資料館	社会教育課
<b>福祉関係施設</b> 総合福祉センター 東予総合福祉センター 丹原福祉センター	健康医療推進課
<b>その他の施設</b> 食の創造館 本谷温泉館 椿交流館	産品販路開拓課、観光振興課
<b>無料から有料にする施設</b> 学校施設（夜間開放） 五百亀記念館	スポーツ健康課、社会教育課

※3月31日までに使用申請したもので、4月1日以降の使用分は見直し後の料金が適用されます。

4月1日（水）から

持続可能なまちづくりを目指して

事務やごみ処理の

市内施設の

# 手数料・使用料が変わります

各種の手数料や、公共施設の使用料の見直しを行いました。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### なぜ見直しの？

西条市では、今後、厳しさを増す財政状況を見据え、持続可能な公共サービスを提供するため市民と進める行財政改革の実現を目指しています。  
 これまで必要の都度、個別に使用料などを改定してきましたが、一部は平成16年の合併以後、据え置きとなっていました。行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、利用者には使用料などとして適正な負担をしてもらえるよう、見直しを行いました。

### どのように見直したの？

平成30年度から庁内で検討を始め、平成31年3月から市民などで構成する使用料等審議会を開催。委員から意見を頂き、パブリックコメントの募集も行うなど、検討を続けてきました。  
 その結果、原価計算により算出された受益者負担額に対し、市民生活への影響、近隣自治体や類似施設との均衡などを考慮し、一部の手数料・使用料を見直しました。

### 見直しに係る基本的な考え方

- 「施設の維持管理に係る経費」、「役務の提供に係る経費」に基づき、共通した方法により計算する。
- 受益者負担の割合は、提供する行政サービスの目的や性質により設定する。
- 近隣自治体の状況や類似施設の状況などを考慮する。
- 市民生活への影響に配慮し、改定料金の上限は、特別な場合を除き、現行額のおおむね1.5倍とする。

見直しを行う施設の料金など、詳しい内容は担当課や施設に直接問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。



## 手数料・使用料の見直しに関する問い合わせは各担当課へ

### ■事務手数料

- 住民票、印鑑証明書 など 市庁舎新館1階 市民生活課 Tel.0897-52-1211
- 課税証明書 など 市庁舎本館2階 納税課 Tel.0897-52-1278
- 営業に関する証明 市庁舎新館2階 産業振興課 Tel.0897-52-1482
- その他事実に関する証明（境界証明・家賃証明書など、その他各種） 各担当課
- 建築審査関係手数料 市庁舎新館3階 建築審査課 Tel.0897-52-1554

### ■ごみ・廃棄物の処分等手数料

市庁舎新館2階 衛生課 Tel.0897-52-1221

### ■施設

- 体育関係施設、学校施設（夜間開放） 市庁舎新館2階 スポーツ健康課 Tel.0897-52-1255
- 社会教育施設、五百亀記念館 市庁舎新館4階 社会教育課 Tel.0897-52-1628
- 福祉関係施設 中央保健センター内 健康医療推進課 Tel.0897-52-1215
- 食の創造館 市庁舎新館2階 産品販路開拓課 Tel.0897-52-1380
- 本谷温泉館、椿交流館 市庁舎新館2階 観光振興課 Tel.0897-52-1684